

平成25年7月16日

会員各位

(一社)情報通信設備協会

セーフティネット保証5号に係る業種指定の継続要望調査について（依頼）

平素より、協会の活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

中小企業の皆様が、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う信用保証制度の一つに、経営の安定に支障を生じている中小企業に対し、一般の保証枠と別枠で保証を行う**セーフティネット保証制度（別紙1）**があります。

本制度の適用を受けるためには、保証協会による金融審査に先立ち、全国的に業況の悪化している業種として中小企業庁が指定した業種に属しており、かつ、業況の悪化について事業所の所在地を管轄する市町村長等の認定を受ける必要があります。

この業種指定は、建設業の許可業種区分ではなく、原則として日本標準産業分類の業種区分毎に行うことを求められており、その業種区分毎に業況悪化を示すデータ（直近3ヵ月間の月ごとの売上高等）を中小企業庁に提出することが必須となっており、平成25年2月に実施された調査では会員各位にご協力をいただいて、電気通信工事業も業種指定されているところです。

しかし、この特定業種の指定は6か月単位で行われ、現在の業種指定は平成25年9月30日で期限を迎えることから、この度、**平成25年10月以降のセーフティネット保証の規定に基づく特定業種の指定を行うための業況調査が行われることとなり、本制度の継続指定を受ける団体においては、別紙2のデータの提供が必須**となっております。

また、この**特定業種の指定は団体毎の指定**であるため、当協会での調査対象は、**電気通信工事業を営み且つ規模が中小企業に該当する全ての会員**となりますので、会員各位のご協力のほどよろしくお願いいたします。（なお、別紙2は無記名です。）

回答につきましては、別紙2にデータをご記載の上、**7月31日（水）まで**に以下の連絡先までメール又はFAXにて提出をお願いいたします。

（注）別紙2「調査様式」は別途、メール又はFAXで送付いたします。

連絡先 (一社)情報通信設備協会 事務局
電話：03-5640-6508
FAX：03-5640-6599
e-mail：65honbu@itca.or.jp

1. 対象者

業況の悪化している業種（※1）に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※1: 過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。

2. 企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ハ) 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる(※2)中小企業者。(※3)

※2: 最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※3: 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)が必要。

3. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額: 一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合 : 借入額の100%

保証料率 : 概ね1.0%以下